

令和元年5月9日

各都道府県産婦人科医会 会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会長 木下勝之

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」  
の施行に対する協力依頼について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より協力依頼がありました。今回の対象者からの請求に基づき、一時金の支給事務を円滑に行う上で以下の点が重要となります。

1. 都道府県から対象者の医療情報に関する照会があれば、速やかに回答をお願いします。  
なお、本情報提供につきましては、個人情報保護法の適用外となります。
2. 専用の診断書および診断書作成料請求様式（別添1・2）を備え付けて、受診への心理的抵抗を持つ対象者に配慮のうえ、診察および様式の記入を行ってください。  
診断料については健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定されるものとし、  
診断書作成料については5千円が上限とされています。
3. 制度の周知のためにリーフレット（別添3）の掲示をお願いします。

本法の円滑な施行に向けて、都道府県産婦人科医会会長の先生方におかれましては、貴会に所属する会員の先生方に本通知資料を配布いただきまして、周知とご理解、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

**【通知等一覧】**

(資料1) 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）

(別添1・2) 様式

(別添3) リーフレット

(別添4) 法律関係資料

(追加) 都道府県受付・相談窓口一覧

(参考) 旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyouseiichi\\_jikin\\_04351.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyouseiichi_jikin_04351.html)